

湯ノ浦温泉

国民保養温泉地計画書

令和8年3月

環 境 省



— 目 次 —

1. 温泉地の概要	1
2. 計画の基本方針	2
3. 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策	3
4. 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の 配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の 配置計画若しくは育成方法等	5
5. 温泉資源の保護に関する取組方針	5
6. 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策	7
7. 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策	8
8. 高齢者、障害者等に配慮したまちづくりに関する計画	11
9. 災害防止対策に係る計画及び措置	12
〈添付資料〉	
1. 国民保養温泉地位置図	14
2. 国民保養温泉地区域図	15

1. 温泉地の概要

本温泉地計画の区域は、今治市の湯ノ浦温泉周辺を含めた別添図面に表示する区域とし、その面積は74.1ha(図上測定)であり、四国初の国民保養温泉地である。

湯ノ浦温泉は、愛媛県陸地部の北端で瀬戸内海のほぼ中央に突き出した高縄半島の東部にあり、今治小松自動車道今治湯ノ浦 IC より車で3分、西瀬戸自動車道(しまなみ海道)今治 IC より車で20分の場所に位置している。

温泉街入口の目印として「道の駅」今治湯ノ浦温泉があるが、そこでは今治の東の玄関口として周辺の各種情報の提供や、地元食材を使ったレストラン、地元の特産品を販売するショップがあるほか、湯煙を噴き上げるモニュメントや湯ノ浦温泉水を持ち帰ることのできるセルフの温泉スタンドがある。

温泉郷の入り口を進んだ高台にあるホテルアジュール汐の丸は、露天風呂やサウナ、大浴場の豊風呂、様々な浴室を備えており、園内を散策し四季折々の自然を体感できる。

ホテルを過ぎるとその先は野球やサッカー、テニスなどのスポーツ施設、ボブスレーや芝生すべりなど家族で遊べる遊具施設を備えている桜井総合公園や湯ノ浦パークゴルフ広場があり、賑わいの場となっている。

温浴施設側に戻って道を進むと、温泉水を用いた原木栽培による「温泉しいたけ」を考案した日帰り温浴施設・四季の湯ピア工房があり、毎年しいたけまつりのイベントを行っている。その右奥には温泉の温水プール・浴槽やトレーニングジムを備えたクアハウス今治が建っており、健康づくりをテーマにした各種事業を展開している。春には桜並木が湯治客を出迎え、建物内の上層階からは湯ノ浦を前景にした瀬戸内海を一望できる。内海特有の波静かな紺碧の燿灘が広がっており、気候は温暖寡雨の瀬戸内海式気候で台風や季節風の影響も少ない。湯ノ浦温泉は温泉浴に加えスポーツ・海水浴等が可能な、自然環境に恵まれた保養・療養・健康増進に最適な温泉地である。



<湯ノ浦温泉の位置>



<道の駅：今治湯ノ浦温泉モニュメント>



〈湯ノ浦エリア観光案内図〉



〈クアハウス今治と桜並木〉



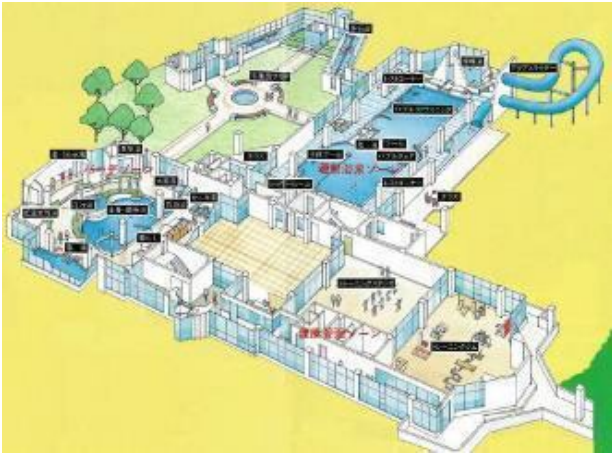
〈道の駅：湯ノ浦温泉スタンド〉



2. 計画の基本方針

湯ノ浦温泉は古くから湯治場として知られていた温泉地であり、これまではクアハウス今治での温泉利用を中心とした、地域に密着した健康増進型の温泉地として運営がなされてきた。近年の市内中心部等で民間温泉事業者が複数開業したが、本温泉の利用者数は横ばい傾向にある。今後は、古くからの温泉地としての歴史や自然環境を活かしながら、以下の考え方を基本とし、本温泉地区の特徴を活かした取組を行っていく。

- (1) 泉源を保護しその効率的利用を図るため温泉湧出量・温度・泉質の適正な管理を行う。
- (2) 温泉を利用した健康づくりのためのプログラム等、幅広い年齢層を対象とした健康増進のための事業を行う。
- (3) 湯ノ浦温泉周辺の豊かな自然及び景観を保護するとともに、自然環境を活用した事業を行う。
- (4) スポーツ・イベント開催による賑わいの創出と、それに合わせた温泉施設におけるサービスの提供に努める。



〈クアハウス今治案内図〉



〈健康づくり事業（水中運動教室）〉

3. 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全に関する方策

(1) 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の概要

湯ノ浦温泉がある今治市は愛媛県の北東部に位置し、瀬戸内海のほぼ中央部に突出した高縄半島の東半分を占める陸地部と芸予諸島の南半分の島嶼部からなり、緑豊かな山間地域を背景に、中心市街地の位置する平野部から世界有数の多島美を誇る青い海原まで、変化に富んだ地勢となっている。

今治地方は古墳時代の多くの遺跡や、七世紀には伊予の国府が置かれていたことが示すように、古くから海上交通の要衝及び政治・文化の中心であった。奈良時代には聖武天皇により、湯ノ浦温泉のある桜井地区に仏教信仰の拠点である国分寺とともに建立された国分尼寺と、皇后の光明皇后が設置した医療施設、施薬院とを根拠地に、自噴する温泉を利用した保養・治療の里であったと伝えられる。

湯ノ浦温泉の歴史は古いが、源泉の開発は昭和51年と比較的新しい。湯ノ浦温泉周辺には、瀬戸内海国立公園に面した桜井海岸沿いに点在する国指定の名勝地・志島ヶ原や、海水浴客で賑わう唐子浜、天然サウナの桜井石風呂（休止中）のほか、250年の歴史を持つ伝統工芸の桜井漆器の製造工程を見学することができる伊予桜井漆器会館がある。

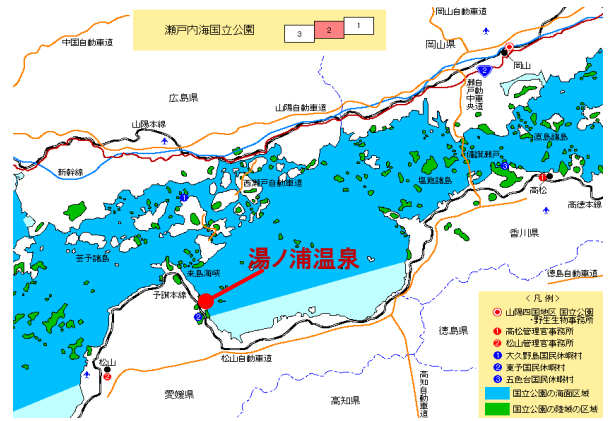
これら観光名所に加え年間・四季をとおり人々の余暇の有効的な活用と伝統的な保養意識を満喫しうる、休養・保養型のレクリエーション基地整備のため温泉及び公園の開発がなされた。

湯ノ浦温泉水の特徴は、780ℓ/分と湧出量が豊富でラドンやフッ素などを含み無色透明で肌触りが滑らかであることが特徴であり、温泉につかりながら四季の花木を觀賞し、癒し効果を満喫できる。

桜井総合公園は春桜が咲き乱れ、5月には約25,000本のツツジが見頃を迎えるなど、瀬戸内海の景色と四季折々の自然が織りなす風光明媚な公園である。クアハウスから始まる遊歩道を歩いてみると小高い山の上に展望台があり、そこから見える日本の渚百選に選ばれた延長約8kmにわたる白砂青松の桜井海岸線や、東に遠く見える石鎚山などの景観は絶景である。



〈桜井漆器〉



〈瀬戸内海国立公園区域〉

(2) 取組の現状

湯ノ浦温泉は、今治市内の主要道路である国道 196 号と瀬戸内海国立公園に含まれる桜井海岸線に挟まれた高台に存する自然豊かな地域である。

地域内において瀬戸内海国立公園第二種特別地域の指定を受けている箇所については自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づき公園内の自然環境が保たれている。

桜井総合公園区域内、湯ノ浦パークゴルフ広場についてはクアハウス今治の運営者である一般財団法人多目的温泉保養館管理公社による指定管理業務範囲となっており、定期的な遊具点検、植栽管理、清掃等により運営管理を行っている。

その他、市道の不具合箇所については市に要望し、中央ラインの引きなおしや、街路樹において繁茂しすぎて見通しを悪くしている支障木を撤去することで温泉地域内の車道交通上の安全確保を図っている。地域住民による自主的な美化清掃活動も実施されており、温泉事業利用者を中心に結成された桜井・湯ノ浦温泉活性化協議会では、湯ノ浦温泉への入り口においてイルミネーションを実施し、誘客を図っている。

(3) 今後の取組方策

湯ノ浦温泉において、さらに自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等を図るため、関係機関等と調整の上、(2) の取組を継続するとともに、施設・設備については、老朽化が進んでいることから、市が協力しながら修繕等を行っていくとともに桜井・湯ノ浦温泉活性化協議会による自主的な取組も進めていく。

また、既に立地している施設群が形成する現在の良好な周辺環境と調和することを前提に、許可基準の範囲内で地区内の建物の用途制限の一部緩和を行い、土地の有効活用と、賑わいの創出による地区の活性化を図っている。

新たな用途施設としては、保養・観光施設及び温泉保養施設に加え、スポーツ・レクリエーション施設、市内企業の従業員寮、学術・研究機関、文化施設(美術館等)、温泉療法を行う医療施設、介護・老人保健施設、社会福祉施設、商業施設(運動施設・研修所に限る。)、専用住宅(自己居住用に限る。ただし、再区画分譲等の区画形質の変更を伴わないものに限る。)を追加している。

4. 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携

のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等

(1) 医師又は人材の配置の状況

湯ノ浦温泉では、医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導を行う医師・温泉入浴指導員を配置しており、その氏名及び活動状況等は、以下のとおりである。

① 医師

氏名	専門分野	活動内容	配置年度
藤田 敏博	整形外科	温泉療法医の資格を持ち、医師相談を年間4回程度行っている。また、協力医として講演等を行っている。	平成4年～

② 人材

資格	人数	活動内容	配置年度
温泉利用指導者	2名	医師が作成した温泉療養指示書に従って入浴指導を行うほか、安全管理や応急処置、生活指導全般を行う。	平成2年～
健康運動指導士	6名	個々人の心身の状態に応じた、安全で効果的な運動を実施するための運動プログラムの作成及び指導を行う。	平成3年～
介護予防運動トレーナー	3名	介護予防に関する安全で効果的な運動プログラムを提供するとともに、高齢者の自己実現のための取組を支援する。	平成25年～
健康運動実践指導者	2名	健康づくりを目的として作成された運動プログラムに基づいて実践指導を行う。	平成18年～

(2) 配置計画又は育成方針等

湯ノ浦温泉では、(1)の医師及び人材の配置を継続するとともにトレーナーの増員に努める。

5. 温泉資源の保護に関する取組方針

(1) 温泉資源の状況

湯ノ浦温泉では、湧出地である3箇所の源泉より集めた混合泉集合タンクから、宿泊施設や公衆浴場施設等の利用施設に供給されている。

源泉	温度 (℃)	湧出量 (l/min)	泉質	湧出状況	所有者	利用施設
第1源泉	19.9	360	ラドン、フッ素を含む温泉	動力揚湯	市	宿泊施設1 健康増進施設1
第2源泉	19.4	300	単純弱放射能冷鉱泉	動力揚湯	市	公衆浴場施設1 介護施設2
第3源泉	20.4	120	単純弱放射能冷鉱泉	動力揚湯	市	保養施設10 温泉販売施設1

(2) 取組の現状

湯ノ浦温泉における源泉について講じている保護に関する取組の状況は以下の通りである。近年のDX化に伴い遠隔監視装置を備え付けることで受湯槽内の水位や、揚湯ポンプの運転状況など常時監視に対応した。異常発生時の警報発報、インターネット上でのトレンド解析により、異常発生前後の早急な保守点検や、維持修繕を実施することで予防保全型管理を強化した。

源泉	取組	実施主体	実施年度
第1源泉	源泉設備の点検(年2回) 泉温、水位、湧出量の現地観測(年1回)	市	H17年～ H29年～
第2源泉	源泉設備の点検(年2回) 泉温、水位、湧出量の現地観測(年1回)	市	H17年～ H29年～
第3源泉	源泉設備の点検(年2回) 泉温、水位、湧出量の現地観測(年1回)	市	H17年～ H29年～

(3) 今後の取組方策

湯ノ浦温泉において、実施主体と調整のうえ、(2)の取り組みを継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

源 泉	取 組	実施主体	実施年度
第1源泉	(2)の取組を継続するとともに、温泉供給設備の更新や、異常の早期発見のため監視装置の強化を検討していく。	市	R5年～
第2源泉	(2)の取組を継続するとともに、温泉供給設備の更新や、異常の早期発見のため監視装置の強化を検討していく。	市	R5年～
第3源泉	(2)の取組を継続するとともに、温泉供給設備の更新や、異常の早期発見のため監視装置の強化を検討していく。	市	R5年～

6. 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策

(1) 温泉の利用に当たっての関係設備等の状況

湯ノ浦温泉において温泉の利用に当たって使用している設備及び温泉利用の状況は以下の通りである。

温 泉 地	源泉数	浴用利用施設までの設備	浴用利用施設数
湯ノ浦温泉	3	市源泉タンク、圧送・管路施設、集合タンク	15

(2) 取組の現状

湯ノ浦温泉において温泉の利用に当たって使用している設備について、現在講じている衛生面での取組の状況は以下の通りである。

設 備	区分	取 組	実施主体
源 泉	自主的 委託	源泉3ヶ所及び集合タンクにおいて大腸菌・レジオネラ属菌の検査を実施(年1回) 源泉3ヶ所においてタンク清掃を実施(年1回)	市
圧送・管路施設	自主的	不定期に点検を実施	市
集合タンク	委託	清掃を実施(年3回)	市
貯湯槽	条例等	清掃・塩素殺菌を実施(年2回)	設備管理者
浴槽	条例等	清掃を実施(毎日) 塩素高濃度循環を実施(週2回) 循環式：レジオネラ属菌の検査を実施(年2回) 非循環式：レジオネラ属菌の検査を実施(年1回)	設備管理者

(3) 今後の取組方策

湯ノ浦温泉において、さらに温泉を衛生的に保つため、実施主体と調整の上、(2)の取り組みを継続するとともに、それらに加え、以下の取り組みを進める。

設 備	区 分	取 組	実施主体
源 泉	自主的	源泉3ヶ所において、年1回バルブ、ドレン等の点検を行う。	市

7. 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策

(1) 温泉の公共的利用の状況

①過去3年間の温泉の利用者数

(単位：人)

温 泉 地	区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
湯ノ浦温泉	宿 泊	19,209	17,686	16,160
	日 帰	144,489	144,548	147,796
合 計		163,698	162,234	163,956

②最近1年間（令和6年度）の温泉の利用者数

(単位：人)

区 分	施設数	総定員	利 用 者 数				
			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
宿泊	1	180	1,592	1,458	1,158	1,005	2,020
日帰	2	330	11,970	12,198	12,642	14,526	14,653
合計	3	510	13,562	13,656	13,800	15,531	16,673
利 用 者 数							
9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
1,844	1,205	1,840	1,145	708	704	1,481	16,160
12,324	12,708	10,256	11,476	11,180	11,772	12,091	147,796
14,168	13,913	12,096	12,621	11,888	12,476	13,572	163,956

(2) 取組の現状

湯ノ浦温泉において、温泉の公共的利用の増進を図るため、現在行っている取組の状況は、以下のとおりである。宿泊施設利用者だけでなく近隣住民の集まる地域を目指し、地域団体の協力の元、家族連れで楽しめるイベントを開催し、地域への賑わい創出に努めている。

取 組	実 施 主 体
<p>健康づくりオリエンテーリング大会(年1回)</p> <p>自由広場、遊歩道等桜井総合公園全域を使って、小学生とその家族にオリエンテーリングを通じて健康づくりとふれあいの機会を提供するとともに温泉施設の利用促進を図る。</p>	<p>クアハウス今治</p> <p>愛媛県オリエンテーリング協会</p>
<p>ウォーキング・ノルディック大会(年4回)</p> <p>ウォーキング実践による健康づくりの場を提供するとともに、施設の利用促進及び湯ノ浦地区ほか今治市周辺の観光資源のPRを行う。</p>	<p>クアハウス今治</p> <p>愛媛県ウォーキング協会</p>
<p>今治湯ノ浦温泉しいたけまつり(年2回)</p> <p>湯ノ浦の温泉水を使って原木栽培でつくる温泉しいたけの収穫祭。しいたけ狩り体験して網焼きで賞味できる。温泉しいたけの即売や原木オーナーの募集。</p>	<p>今治湯ノ浦温泉しいたけまつり実行委員会</p>
<p>サイクリスト向けサービス(常時)</p> <p>湯ノ浦温泉地域が所在する今治市は本州と四国をつなぐ瀬戸内しまなみ海道がかかり、サイクリストの聖地として国内外よりサイクリングを目的とした観光客が増加している。</p> <p>宿泊施設では、自転車をフロントや部屋への持ち込みや手荷物を配送するサービスなどニーズに合わせたサービスを行っている。</p>	<p>宿泊施設</p>
<p>ワーケーション事業</p> <p>コロナ禍によるテレワーク需要増加のため、個人利用から大人数の会議に対応したワーキングスペースの確保・Wi-Fi環境の整備、「サイクリストの聖地」今治ならではの湯ノ浦エリアを散策できるクロスバイク・E-BIKEの貸出しを行っている。</p>	<p>市</p> <p>宿泊施設</p>



〈今治湯ノ浦温泉しいたけまつり〉



〈ワーケーション事業による自転車貸出し〉

(3) 今後の取組方策

湯ノ浦温泉において、さらに温泉の公共的利用の増進を図るため、環境の保全、配慮に努めながら、以下の取組を進める。

取 組	実 施 主 体
宿泊施設において、自転車持ち込みができる部屋を設定するなどのサービスを確立することによりサイクリスト向け需要拡大を支援することでサイクリング事業による地域の活性化及び宿泊増加による温泉利用の増進を図る。	宿泊施設
各健康づくり事業参加者の意見を取り入れながら、広報等での周知方法の創意工夫など効果的な PR に努め利用拡大を図るとともに、温泉の湯治作用を活かした、他の施設にはない魅力的な事業を考案していく。	クアハウス今治

8. 高齢者、障害者等に配慮したまちづくりに関する計画

(1) 公共の用に供する施設の状況

温泉地	区分	施設
湯ノ浦温泉	公有施設	<ul style="list-style-type: none"> ・道路(国道 196 号 BP、市道湯ノ浦 1～5 号線) ・道の駅 (1 施設) ・公園(桜井総合公園、湯ノ浦パークゴルフ広場、湯ノ浦公園) ・公衆トイレ(桜井総合公園内 4ヶ所) ・遊歩道(L=1.5km) ・健康増進施設(1 施設) ・湯ノ浦温泉スタンド(1 施設)
	私有施設	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設(1 施設) ・公衆浴場(1 施設) ・介護施設 (2 施設)

(2) 取組の現状

湯ノ浦温泉において、高齢者、障害者等に配慮したまちづくりのため、現在行っている取組の状況は以下のとおりである。

温泉地	区分	施設	取組	事業主体
湯ノ浦温泉	公有施設	道路	歩道の段差解消工事を実施 (市道湯ノ浦 2 号線)	市
		公園	定期的な植栽管理及び不用木の撤去 遊具や照明等の修繕や保守管理 (各公園)、トイレ改修	市 指定管理者
		建築物	施設内のバリアフリー化を実施 (トイレ洋式改修、身障者用駐車場、廊下等への手摺の設置)	市 指定管理者
	私有施設	建築物	旅館施設内のバリアフリー化 (施設入口スロープ、廊下等への手摺の設置、 身障者用トイレ、車椅子対応 ※一部客室未対応)	施設所有者

(3) 今後の取組方策

湯ノ浦温泉において、さらに高齢者、障害者等に配慮したまちづくりを図るため実施主体と協議のうえ、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え以下の取組を進める。

温泉地	区分	施設	取組	事業主体
湯ノ浦温泉	公有施設	道路	定期的な歩道の除草や看板の整備	市
		公園	公園改修およびドッグラン開設	市 指定管理者
		建築物	休憩スペースの拡充、高齢者等の雇用	市 指定管理者
	私有施設	建築物	施設内の更なるバリアフリー化について事業者自らが取組むよう要請する。	施設所有者

9. 災害防止対策に係る計画及び措置

(1) 温泉地の地勢及び災害の発生状況

湯ノ浦温泉地区は、立地環境的に海面から20m以上の高台に位置し、土砂災害等の警戒区域外となっているため、昔から大雨による災害が起こったことが一度もなく、斜面崩壊などによる被害もこれまで報告されていない。

(2) 計画及び措置の現状

温泉地	計画又は措置	計画又は措置の概要
湯ノ浦温泉	水防計画	水防法に基づき、今治市が策定する計画であり、洪水による災害の警戒、防御に関する事項を策定
	地域防災計画	災害対策基本法に基づき、今治市防災会議が策定。警戒避難体制に関する事項を策定し、災害発生時の迅速な情報収集、伝達手段として、テレビ・ラジオ、緊急速報メール、防災行政無線等を利用した情報提供を行うこととしており、災害時の初動体制を確立している。

(3) 今後の取組対策

各施設で今治市防災マップや避難場所を館内に掲示し、災害情報を受信できるように Wi-Fi を設置するなど、防災情報を提供する。

日常より各施設において、火災や地震を想定した防災訓練を行い、非常時の対応スキルを高めるとともに、災害時には道の駅とも連携し、迅速かつ適切な対応ができる体制づくりを行う。

ただし現在のところ、湯ノ浦温泉地区には避難場所として指定された施設はないため、今後の災害時に備え宿泊可能な避難場所となる施設を選定し、その施設管理者や地区内の地域住民が連携し一体となって自主的に避難所開設・運営が行える体制を構築していく必要がある。避難場所候補の一つとしてクアハウス今治について、検討を進める。

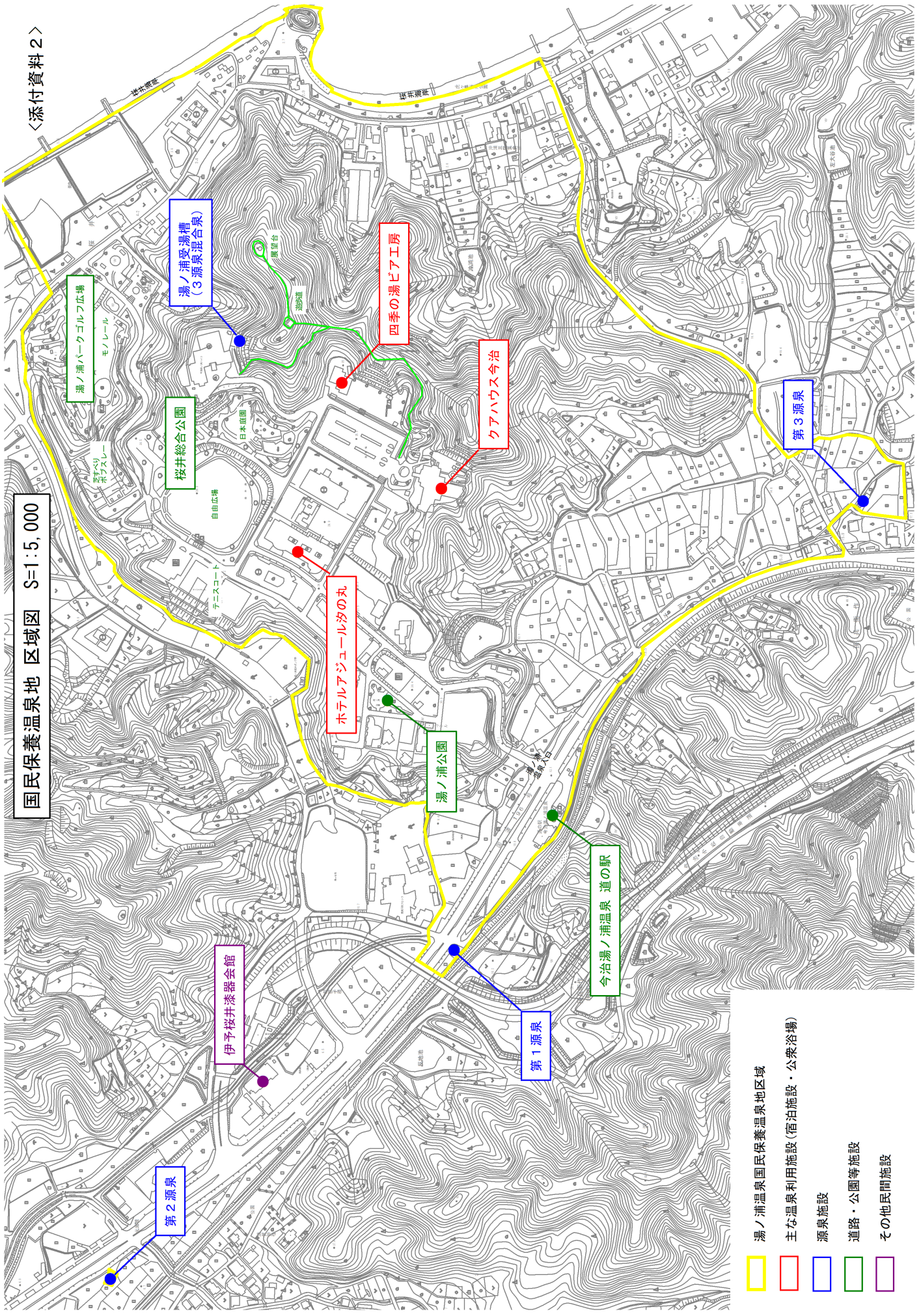
今治市湯ノ浦温泉 位置図

〈添付資料 1〉



国土地理院地図(電子WEB)をもとに作成

国民保養温泉地 区域図 S=1:5,000



- 湯ノ浦温泉国民保養温泉地区域
- 主な温泉利用施設(宿泊施設・公衆浴場)
- 源泉施設
- 道路・公園等施設
- その他民間施設